

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 9月度)

- 1 日 時 令和2年9月1日(火)
開会：午後2時28分
閉会：午後2時43分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
3名
局 長 坂 久成 主 査 清水 徹夫

市長部局から
農林畜産課長 浦 勇仁
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度9月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

(事務局) 今回も、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 　　です。

□議長(会長) なお、本日は在任委員全員の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、道淵職務代理人、上出委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は1件です。

申請箇所は、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は田です。

譲渡人 高岡市**——番——号(氏名**)から、譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ所有権移転を行うものです。

利用権により耕作する譲受人への譲渡のため、許可後経営面積は現在と変わりありません。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当して

おらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、1件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は畑、現況は宅地、申請面積は——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

引き続き、許可基準について説明。

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件1件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

なお、今回の案件については、違反転用にあたることから始末書を受理しております。

以上、今回の案件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月1日

議 長

署名委員

署名委員